

# 出店申込書

厚木市緑のまつり実行委員長 様

私は、次のとおり第48回厚木市緑のまつりに出店を申し込みます。

参加団体名		
出店申込責任者	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話	(携帯) (自宅)
	メール アドレス	
出店期間	令和7年5月10日(土)・11日(日) 午前10時00分 から 午後4時00分まで	
出店場所	第48回厚木市緑のまつり実行委員会の指定する場所(厚木中央公園内)	
参加人数	人	
出店内容		
必要備品	どちらかに○をつけ、また空欄に個数を記入してください。 ・2間×3間テント(_____張り必要・不要) ※2間×3間テント:W5310×D3550×H3090 ・折畳椅子(_____脚必要・不要) ・ベニヤテーブル(_____脚必要・不要)	

※別添誓約書と合わせてご提出ください。

出店者名簿は、2店舗以上の出店を希望する場合に記入してください。

令和 7 年 月 日

### 出 店 者 名 簿

厚木市緑のまつり実行委員長 様

参加団体名

住 所 〳

出店申込責任者

ふりがな

氏 名

No.	出 店 者 名	連 絡 先	出 店 内 容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

# 誓約書

私は、厚木市緑のまつり出店に関する規約及び厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に基づき、厚木市緑のまつりへ出店申込することにより、健全な営業に努めると共に、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、排除していることを認識した上で、下記の1から5までの事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、厚木市緑のまつり実行委員長が行う措置（出店停止等）について、一切の異議申立てを行いません。

（件名）第48回 厚木市緑のまつり 出店申込について

- 1 厚木市緑のまつり出店に関する規約第8条第1項第2号の規定に該当する行為又は地域住民及び出店者に対し、紛争等を起こしたり不安感及び嫌悪感を与えたりするような不当な要求をしません。
- 2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していません。
- 3 上記1又は2に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、厚木市緑のまつり実行委員長が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 4 暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく厚木市緑のまつり実行委員長に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。
- 5 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

令和 年 月 日

（宛先）厚木市緑のまつり実行委員長

所在地

商号又は名称

出店者名

(参考)

## 厚木市緑のまつり出店に関する規約 (抜粋)

(出店の承認)

第2条 緑のまつりの出店希望者(以下「出店希望者」という。)は、厚木市緑のまつり実行委員会(以下「実行委員」という。)の承認を受けて出店するものとする。

(承認の基準)

第3条 実行委員会は、出店希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は承認をしないものとする。

- (1) 警察が暴力団員及び暴力団に関係があると認めた者
- (2) 居所不明、素行不良等緑のまつりにおける出店者としてふさわしくない者
- (3) 本規約に抵触する者

(承認の取消)

第8条 実行委員会は、出店の承認をした場合でも次の各号のいずれかに該当すると認めるときは承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条(承認の基準)第1項に該当することが明らかになったとき。
- (2) 市民に対して粗暴な言動を行うなど、緑のまつりにおける出店者としてふさわしくない行為があったとき。

(略)

## 厚木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
  - イ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

※ 「密接な関係」とは、例えば、暴力団員等と飲食、遊戯等を共にするなどの交遊をしていることをいいますが、頻度等を個別具体的に検討して判断いたします。

## 神奈川県暴力団排除条例 (抜粋)

(利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所用の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所用の用に供されている建築物(現に暴力団事務所用の用に供されている部分に限る。)の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。